

○静岡大学浜松共同利用機器センター運営委員会規則

(平成 22 年 2 月 17 日規則)

改正 平成 22 年 7 月 21 日規則 平成 24 年 2 月 15 日規則第 44 号
平成 25 年 3 月 19 日規則第 84 号 平成 26 年 10 月 15 日規則第 34 号
平成 27 年 3 月 18 日規則第 89 号 平成 29 年 3 月 14 日規則第 102 号
平成 30 年 3 月 20 日規則第 86 号 令和 4 年 11 月 16 日規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡大学浜松共同利用機器センター規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、静岡大学浜松共同利用機器センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 運営委員会は、静岡大学浜松共同利用機器センター(以下「センター」という。)に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営に関する事項
- (2) センター職員の人事に関する事項
- (3) センターの業務計画及び利用計画に関する事項
- (4) センターの安全管理に関する事項
- (5) センターの予算及び決算に関する事項
- (6) その他センターに関する必要な事項

(組織)

第 3 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターを主担当又は副担当とする教員（センターを主担当又は副担当とする教授、准教授、講師及び助教をいう。）
- (4) 情報学部、工学部、光医工学研究科、創造科学技術大学院、電子工学研究所、グリーン科学技術研究所及びイノベーション社会連携推進機構（浜松地区）から選出された教員 各 1 人
- (5) 技術部次長
- (6) その他運営委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条第 4 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 6 号の委員の任期は、センター長が定める。

(委員長)

第 5 条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 運営委員会の事務は、浜松キャンパス事務部浜松総務課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後の最初の第3条第1項第3号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則(平成22年7月21日規則)

この規則は、平成22年7月21日から施行する。

附 則(平成24年2月15日規則第44号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月19日規則第84号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月15日規則第34号)

この規則は、平成26年10月15日から施行する。

附 則(平成27年3月18日規則第89号)抄

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月14日規則第102号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月20日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年11月16日規則第26号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。